

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年12月24日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第12号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年香川県教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において<u>10日</u>を限度とする。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 1日を単位とする第1項第6号の2、第10号から第12号の2まで及び第21号の特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第13条 条例第14条の教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(6)の2 職員が不妊治療を受ける場合 その都度必要と認める日又は時間。ただし、一の年において<u>6日</u>を限度とする。</p> <p>(7)～(22) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 1日を単位とする第1項第10号から第12号の2までの特別休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。